

No. 1387

いつも安全運転を

秋の交通安全週間を迎えるにあたり、9月21日皇居外苑では今泉警視庁警視総監付が出席して「交通安全の集い」が開かれました。このところ急上昇しているのがレディのバイク事故。そこで講習会では家庭の主婦等を対象とした正しいバイクの乗り方の指導が行われました。続いて行われたバイクの安全な乗り方レディース大会では乗車姿勢、進路変更及び右、左折の方法など4つについてチェックが行われました。いつものことながら交通安全には充分注意したいものです。

差し止め請求棄却

—名古屋新幹線公害訴訟—

新幹線の騒音、振動に苦しむ名古屋市南部の沿線住民428人が国鉄を相手取り、騒音、振動の差し止めなどを求めた「名古屋新幹線公害訴訟」の判決は9月11日午前、提訴以来6年半ぶりに名古屋地方裁判所で言い渡された。この判決で可知裁判長は騒音、振動による被害を認め、原告全員に最高130万円、総額5億3千万円の損害賠償の支払いを命じたものの、この訴訟の最大の焦点だった騒音、振動の差し止めは「新幹線の運行に与える影響が大きすぎる」として棄却、事実上住民側の敗訴となった。住民側は東京要請行動団を結成、東京の国鉄本社で3回にわたって交渉をもった、しかし高木総裁が2回目の交渉で約束した現地対策機関の設置については具体的な話が進まず交渉は決裂した。過去6年半の裁判のなかで沿線には移転に応ずる人もあり空地があちこちにできた。原告団のあるおばあさんは「もうトシだよ、いのちがもたないよ。移転するしか、しかたがない」。また義父の遺志を継いで闘っている人は「判決はまことに残念です。こうなれば徹底的に闘っていくしかない」と語る。9月21日名古屋市の港湾会館で「名古屋新幹線公害訴訟原告団総会」が開かれた。席上いくつかの意見が出されたものの出席者の大きな拍手で「控訴」が決定した。環境より公共性を優先させた今回の判決、沿線住民は当分の間振動と騒音に悩まされそうだ。